

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

条 例	ページ
高知県こうちふるさと寄附金基金条例	4
高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例	4
高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例	7
知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例	7
職員の退隠料等に関する条例の一部を改正する条例	7
高知県税条例の一部を改正する条例	7
過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	10
高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例	10
高知県温泉法施行条例の一部を改正する条例	11
高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例	11

公布された条例のあらまし

高知県こうちふるさと寄附金基金条例（高知県条例第28号）

- 1 条例制定の目的
この条例は、ふるさと高知県を応援したいという想いのもとに贈られた寄附金を有効に活用するため、高知県こうちふるさと寄附金基金（以下「基金」という。）を設置することとした。
- 2 主要な内容
(1) 基金として積み立てる額は、こうちふるさと寄附金として寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定めること。（第2条第1項）
(2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
(3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
(4) 知事は、別に定める事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。（第4条）

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（高知県条例第29号）

- 1 条例制定の目的
この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により議員の報酬に関する規定が整備されたことを考慮し、県議会議員の報酬等の支給方法等に関する規定を行政委員会の委員等に係る規定から分離し、報酬の名称を議員報酬に改めるとともに、関係条例について規定の整備をすることとした。
- 2 主要な内容
(1) 議員報酬の額は、次のとおりとすること。（第2条第1項及び別表）

区分	議員報酬の月額（平成21年3月31日までの議員報酬の月額）
議会の議長	910,000円（860,000円）
議会の副議長	830,000円（790,000円）
議会の議員	780,000円（750,000円）

- (2) 議会の議長、副議長及び議員の旅費は、職員の給与に関する条例（昭和29年高知県条例第34号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給すること。（第3条第1項）
- (3) 議会の議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給すること。（第4条第1項）
- (4) 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例によること。（第7条）
- (5) 地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行及びこの条例の制定に伴い、関係条例について規定の整備をすること。（附則第4項から第9項まで）

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第30号)

1 条例改正の目的

この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)の一部改正に伴い、同法の引用規定の整理をすることとした。

2 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行することとした。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第31号)

1 条例改正の目的

この条例は、知事の給料を減額することについて必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年8月1日から施行することとした。

職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第32号)

1 条例改正の目的

この条例は、株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成19年法律第58号)の施行による恩給法(大正12年法律第48号)の一部改正を考慮し、退職料等を受ける権利を担保に供することができる金融機関について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成20年10月1日から施行することとした。

高知県税条例の一部を改正する条例(高知県条例第33号)

1 条例改正の目的

この条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)の施行による地方税法(昭和25年法律第226号)及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)の一部改正並びに地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)の制定に伴い県民税、法人の事業税及び不動産取得税について必要な改正をするとともに、自動車税の収納を地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者が行うことができるようにすることとした。

2 主要な内容

(1) 個人の県民税

ア 平成21年度以後の各年度分の個人の県民税に係る寄附金税制について、次の措置を講ずること。(改正後の第39条の2及び附則第6項)

(ア) 寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額等の30パーセント(現行 25パーセント)に引き上げること。

(イ) 寄附金控除の適用下限額を5,000円(現行 10万円)に引き下げること。

イ 都道府県又は市区町村に対する寄附金については、アの税額控除の適用に加え、当該寄附金が5,000円を超える場合、その超える額に、90パーセントから寄附を行った者に適用される所得税の限界税率を控除した率を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(県民税の所得割の額の100分の10に相当する金額を限度とする。)を県民税から税額控除すること。(改正後の第39条の2)

ウ 上場株式等に係る配当所得に対する課税について、次の措置を講ずること。

(ア) 個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る配当割の軽減税率(3パーセント)については、平成20年12月31日をもって廃止すること。(付則第9

条)

(イ) 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に個人が支払を受けるべき上場株式等の配当等(大口株主が支払を受けるものを除く。)に係る配当割の税率を3パーセントとすること。(附則第4項)

エ 源泉徴収選択口座における損益通算を可能とするため、平成22年1月1日以後に支払の取扱者を通じて支払われる上場株式等の配当等に係る配当割について、その支払を取り扱う者を特別徴収義務者とすること。(第51条の11及び第51条の12)

オ 条約適用配当等に対する課税について、ウと同様の措置を講ずること。(付則第30条の2第3項及び附則第8項)

カ 株式等譲渡所得割の税率について、軽減税率(3パーセント)は、平成20年12月31日をもって終了し、平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間の税率を3パーセントとすること。(付則第31条及び附則第5項)

(2) 法人の県民税

ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること。(第33条第2号)

イ 特例社団法人及び特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること。(付則第32条)

(3) 法人の事業税

ア 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人について、所得割額又は収入割額によって課税すること。(第53条第1項)

イ 地方法人特別税の創設に伴い、法人事業税の税率を引き下げること。(付則第13条の2)

ウ 特例社団法人及び特例財団法人について、現行の民法第34条法人と同様の措置を講ずること。(付則第32条)

(4) 不動産取得税

ア 公益社団法人又は公益財団法人が取得した場合、現行の民法第34条法人が取得するものと同様の措置を講ずること。(第87条)

イ 特例社団法人は公益社団法人と、特例財団法人は公益財団法人とみなしてアを適用すること。(付則第32条)

(5) 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者も自動車税の収納ができることとする規定を設けること。(第23条)

(6) その他所要の規定の整備を行うこと。

3 施行期日

この条例中2の(5)及び(6)は公布の日から、2の(3)のイは平成20年10月1日から、2の(2)、(3)のア及びウ並びに(4)は同年12月1日から、2の(1)のウ、オ及び力は平成21年1月1日から、2の(1)のア及びイは同年4月1日から、2の(1)のエは平成22年1月1日から施行することとした。

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例(高知県条例第34号)

1 条例改正の目的

この条例は、農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令等の一部を改正する省令(平成20年総務省令第41号)の施行により農村地域工業等導入促進法第10条の地区等を定める省令(昭和63年自治省令第26号)が一部改正されたことを考慮し、農村工業等導入地区における県税の課税免除措置の適用要件としての工業等用設備の新増設

をし、及び当該工業等用設備を工業等の用に供する期限を延長する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成20年4月1日から適用することとした。

高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例（高知県条例第35号）

1 条例改正の目的

この条例は、国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号）が一部改正されたことに伴い、都道府県調整交付金の算定において考慮する額に各市町村が負担する高額介護合算療養費、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を含めることとする等必要な改正をすることとした。

2 主要な内容

(1) 都道府県調整交付金のうち1号交付金（以下「1号交付金」という。）の算定において考慮する項目を改めること。（第3条第2項）

ア 退職者医療制度が廃止されることに伴い、被保険者を構成する一般被保険者及び退職被保険者等の区分を廃止すること。

イ 高額介護合算療養費を追加すること。

ウ 後期高齢者医療制度及び前期高齢者の財政調整制度の創設に伴い、老人保健医療費拠出金に代えて前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金を追加すること。

(2) 退職被保険者等が経過的に存続するため、退職被保険者等の住所の所在する市町村について必要な読替えを規定すること。（附則第7項）

(3) 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、市町村が負担する病床転換支援金を1号交付金の算定において考慮する項目とすることについて必要な読替えを規定すること。（附則第8項及び第9項）

(4) 平成20年度から平成23年度までの間において、市町村が負担する老人保健医療費拠出金を1号交付金の算定において考慮する項目とすることについて必要な読替えを規定すること。（附則第10項から第14項まで）

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成20年4月1日から適用することとした。

高知県温泉法施行条例の一部を改正する条例（高知県条例第36号）

1 条例改正の目的

この条例は、温泉法（昭和23年法律第125号）の一部改正により温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害の防止を目的として温泉の採取の許可制度が新設されること等に伴い、当該許可申請等に係る手数料の額を新たに定めることとした。

2 施行期日

この条例中第1条の規定は平成20年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行することとした。

高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第37号）

1 条例改正の目的

この条例は、独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成20年法律第8号）が施行され、独立行政法人緑資源機構が有する権利及び義務の一部を独立行政法人森林総合研究所が承継したことに伴い、風致地区内における建築等の行為について知事の許可を要しない法人について必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

 条 例

高知県こうちふるさと寄附金基金条例をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第28号

高知県こうちふるさと寄附金基金条例

(設置)

第1条 ふるさと高知県を応援したいという想いのもとに贈られた寄附金を有効に活用するため、高知県こうちふるさと寄附金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、こうちふるさと寄附金として寄附された寄附金の額とし、一般会計歳入歳出予算で定める。

2 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、別に定める事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。



高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第29号

高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定により、高知県議会議員の議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の額並びにその支給方法について定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬は、別表に掲げる額とする。

2 議会の議長、副議長及び議員には、その職に就いた日から議員報酬を支給する。

3 職務の異動によって、議員報酬の額に異動を生じたときは、その日から当該異動後の議員報酬を支給する。

4 議会の議長、副議長及び議員が辞職等により離職したときは、その日まで議員報酬を支給する。

5 議会の議長、副議長及び議員が死亡したときは、その月まで議員報酬を支給する。

6 第2項から第4項までの規定により議員報酬を支給する場合であって、その月の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

(費用弁償)

第3条 議会の議長、副議長及び議員の旅費は、職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により支給する。ただし、国内旅行の場合の宿泊料、宿泊諸費及び定額による旅行雑費の額並びに外国旅行の場合の宿泊料、宿泊諸費、定額による外国旅行雑費及び死亡手当の額については、別表に掲げる額とする。

2 旅費は、別に定めるもののほか、公務のため旅行し、又は議会、委員会等に出席したときに支給する。

3 議会の議長、副議長及び議員が議会の招集に応じたとき若しくは常任委員会等に出席したとき又は議会の議長及び副議長が議会の閉会中に公務のために出務したときは、前項の規定にかかわらず、知事が議会の議長と協議して、規則で定めるところにより費用弁償をすることができる。

4 旅費の算出基地は、居住地とする。

(期末手当)

第4条 議会の議長、副議長及び議員で6月1日及び12月1日に在職する者には、それぞれの期間につき期末手当を支給する。これらの期日前1月以内に、辞職し、失職し、除名され、又は死亡したこれらの者についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、それぞれ6月1日又は12月1日現在(前項後段に規定する者においては、辞職、失職、除名又は死亡の日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬月額及びその議員報酬月額に100分の45を超えない範囲内で知事が議会の議長と協議して規則で定める割合を乗じて得た額の合計額に、一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員の給与に関する条例第21条第2項中「100分の140、」とあるのは「100分の160、」と、「100分の160」とあるのは「100分の175」とし、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議会の議長、副議長及び議員で当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議会の議員となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は引き続き議会の議員の職にあったものとする。

3 第6条の規定により期末手当の支給を受けた議会の議長、副議長及び議員が第1項の規定による期末手当の支給を受けることとなるときは、これらの者が支給を受ける同項の規定による期末手当の額は、前項の規定による期末手当の額から同条の規定により支給を受けた期末手当の額を差し引いた額とする。ただし、同条の規定により支給を受けた期末手当の額が同項の規定による期末手当の額以上である場合には、第1項の規定による期末手当は支給しない。

第5条 5月16日から同月31日までの間又は11月16日から同月30日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月1日又は12月1日まで引き続き在職したものとみなし、前条の規定による期末手当を支給する。

第6条 6月2日から11月15日までの間又は12月2日から翌年の5月15日までの間に、議会の議員の任期が満了し、又は議会の解散によりその任期が終了したときは、その任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職する議会の議長、副議長及び議員は、それぞれ6月2日又は12月2日からその任期満了の日又は議会の解散による任期終

了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第4条第2項の規定により算出した金額を期末手当として支給する。

(支給方法)

第7条 議員報酬、費用弁償としての旅費及び期末手当の支給方法は、この条例に定めるもののほか、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、附則第4項の規定による改正前の地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号。次項において「改正前の第203条条例」という。)の規定を適用する。

3 施行日前に改正前の第203条条例第3条の3の規定により期末手当を支給したときは、第6条の規定により当該期末手当の支給を受けたものとみなして第4条第3項の規定を適用する。

(地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部改正)

4 地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

題名中「第203条」を「第203条の2」に、「、期末手当、費用弁償等」を「及び費用弁償」に改める。

第1条中「第203条」を「第203条の2」に改め、「、期末手当」を削る。

第2条第1項中「議会の議長、副議長及び議員並びに」及び「(以下「議長等」という。)」を削り、「別表第1」を「月額111,000円を」に、「別表第2、別表第3又は別表第4」を「別表第1から別表第3まで」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 議会の議員の中から選任された監査委員の旅費は、議会の議員として受ける旅費の額に相当する額を支給する。

第2条第3項本文中「別表第2」を「別表第1」に、「一般職の職員」を「職員の給与に関する条例(昭和29年高知県条例第34号)の適用を受ける職員(次条を除き、以下「一般職の職員」という。)」に改め、同項ただし書中「別表第2」を「同表」に改め、同条第4項中「別表第3」を「別表第2」に改め、同条第5項中「別表第4」を「別表第3」に改める。

第3条から第3条の3までを削る。

第2条の2中「別表第2、別表第3又は別表第4」を「別表第1から別表第3まで」に改め、同条を第3条とする。

第4条第1項中「任期起算の日又は任命、選任若しくは委嘱の日から毎月」を「その職に就いた日から報酬を」に改め、同条第2項中「日割計算によって」を「当該異動後の報酬を」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 月額報酬を受ける者が辞職等により離職したときは、その日まで報酬を支給する。

第4条に次の2項を加える。

4 月額報酬を受ける者が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

5 第1項から第3項までの規定により報酬を支給する場合であって、その月の初日か

ら末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数を基礎として日割りによって計算する。

第5条第1項中「任期起算の日又は任命、選任、委嘱の」を「、その職に就いた」に改め、同条第2項中「行なう」を「行う」に、「行なった」を「行った」に改める。

第6条第1項中「議会、」を削り、同条第2項を削る。

第7条中「旅行」を「旅行し、」に、「別表第4」を「別表第3」に改める。

第9条中「、期末手当及び」を「及び費用弁償としての」に改める。

別表第1を削る。

別表第2中「第2条の2」を「第3条、第7条」に改め、同表を別表第1とする。

別表第3中「第2条の2」を「第3条、第7条」に改め、同表を別表第2とする。

別表第4中「第2条の2」を「第3条、第7条」に改め、同表を別表第3とする。

(高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例の一部改正)

5 高知県議会議員及び議員である監査委員の報酬の特例に関する条例(平成20年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

題名中「高知県議会議員」を「高知県議会議員の議員報酬」に改める。

本則中「及び議員」を「及び議員に係る平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)における議員報酬の月額」に、「平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間」を「特例期間」に、「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例」を「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)第2条第1項及び別表並びに地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例」に改め、「及び別表第1」を削り、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

(知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正)

6 知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)第3条から第3条の3まで」を「高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(平成20年高知県条例第29号)第4条から第6条まで」に、「第3条第2項」を「第4条第2項」に改める。

第4条第1項中「任期起算の」を「その職に就いた」に改める。

附則第8項中「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例」を「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例(昭和28年高知県条例第13号)」に改める。

(高知県特別職報酬等審議会条例の一部改正)

7 高知県特別職報酬等審議会条例(昭和39年高知県条例第57号)の一部を次のように改正する。

第1条中「の報酬」を「の議員報酬」に改める。

(知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例の一部改正)

8 知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成20年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

題名中「第203条」を「第203条の2」に改める。

第2条の見出し中「第203条」を「第203条の2」に改め、同条中「地方自治法第203条に規定する者の報酬、期末手当、費用弁償等に関する条例」を「地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例」に、「別表第2及び別表第3」を

「別表第1及び別表第2」に改める。

（知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 9 知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（平成20年高知県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則に1項を加える改正規定中「知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例」を「知事等、地方自治法第203条の2に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例」に改める。

別表(第2条 第3条関係)

区分	議員報酬 (月額)	旅費												死亡手 当																				
		内国旅行						外国旅行																										
		宿泊料(1夜につき)		宿泊諸費(1夜につき)		旅行雑費(1日につき)		宿泊料(1夜につき)		宿泊諸費(1夜につき)		外国旅行雑費(1日につき)																						
		都の特別区	甲地方	乙地方	都特別区	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方	指定都市	甲地方	乙地方	丙地方																		
議会の議長	910,000円	円	11,100	円	9,900	円	11,100	円	19,200	円	16,100	円	12,900	円	11,600	円	6,500	円	5,400	円	4,300	円	3,900	円	8,300	円	7,000	円	5,600	円	5,100	円	640,000	
議会の副議長	880,000円																																	
議会の議員	780,000円																																	

備考 都の特別区の地域における旅行で、同地域に到着した日から起算して15日までの期間における旅行雑費の額は、この表の額に、1日につき500円を加算した額とする。

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第30号

高知県政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例

高知県政務調査費の交付に関する条例(平成13年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第100条第13項及び第14項」を「第100条第14項及び第15項」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第31号

知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例

知事等の給与、旅費等に関する条例(昭和28年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

22 平成20年8月1日から同年10月31日までの間における知事の給料の月額、第2条第1項の規定にかかわらず、別表第1に掲げる給料月額から当該給料月額の10分の2に相当する額を減じて得た額とし、この場合における知事等、地方自治法第203条に規定する者及び職員の給料等の特例に関する条例(平成20年高知県条例第3号)第1条の規定の適用については、同条中「第2条第1項」とあるのは「附則第22項」と、「同条例別表第1及び別表第2に掲げる給料月額」とあるのは「同項の規定による給料の月額」とする。ただし、手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる額とする。

附 則

この条例は、平成20年8月1日から施行する。

職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第32号

職員の退職料等に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職料等に関する条例(昭和30年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項ただし書中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

高知県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第33号

高知県税条例の一部を改正する条例

第1条 高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「その納付し、又は納入すべき徴収金を納税通知書、納付書又は納入書により、」を「納税通知書、納付書又は納入書により、その納付し、又は納入すべき徴収金で自動車税以外の税目に係るものにあつては」に、「収納代理金融機関」を「収納代理金融機関(以下この項において「指定金融機関等」という。)に、自動車税に係るものにあつては指定金融機関等又は地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条の2第1項の規定により徴収金の収納の事務の委託を受けた者」に改める。

第32条第1項第8号中「の特定口座源泉徴収選択届出書」を「に規定する特定口座源泉徴収選択届出書」に、「の特定口座(」を「に規定する特定口座(」に改め、「この号、第51条の17及び第51条の18において」を削り、「の特定口座内保管上場株式会社等(第51条の17及び第51条の18において)」を「に規定する特定口座内保管上場株式会社等(以下」に、「第37条の11第1項の」を「第37条の12の2第2項に規定する」に、「第51条の18において」譲渡」を「第51条の18第1項において」譲渡」に、「同項の上場株式会社等(第51条の17及び第51条の18において)」を「同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式会社等(以下」に、「同法第37条の11の3第2項の信用取引等(第51条の17及び第51条の18において)」を「同項に規定する信用取引等(以下」に、「の差金決済(第51条の17及び第51条の18において)」を「に規定する差金決済(以下」に改め、同条第4項中「第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「第260条の2第7項に規定する認可地縁団体(第33条第3号において「認可地縁団体」という。)」、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律(平成6年法律第106号)第7条の2第1項に規定する法人である政党等」に改め、同条第5項中「以下この節」を「第47条第1項」に改める。

第33条第2号を次のように改める。

(2) 公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第2条第9号の2に規定する非営利型法人をいう。以下同じ。)に該当するものに限る。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものに限る。)

第33条第3号中「地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体」を「認可地縁団体」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第37条中「、寄附金控除額」を削る。

第39条の3中「前3条」を「第38条から前条まで」に改め、同条を第39条の4とする。

第39条の2中「第37条の2」を「第37条の3」に、「前2条」を「前3条」に改め、同条を第39条の3とし、第39条の次に次の1条を加える。

(寄附金税額控除)

第39条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額(当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額)が5,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額(当該納税

義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合にあっては、当該100分の4に相当する金額に法第37条の2第2項に規定する特例控除額を加算した金額。以下この条において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金(当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。)

(2) 社会福祉法(昭和26年法律第45号)第113条第2項に規定する共同募金会(当該納税義務者に係る賦課期日現在において、その主たる事務所を県内に有するものに限る。)に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金(当該納税義務者に係る賦課期日現在において、県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。)で、政令第7条の17に規定するもの

第40条の3第1項中「あわせて」を「併せて」に改め、同条第2項中「本条」を「この条」に改め、同条第3項中「第2条の3第1項各号に掲げる」を「第2条の3第1項に規定する」に、「附記された」を「付記された」に改め、同条第4項中「附記しなければ」を「付記しなければ」に改める。

第45条第1項第2号中「市町村が徴収した」を「第40条の2第1項の規定によって市町村が徴収した」に、「法第17条の2」を「第17条の2」に改め、同項第4号中「法」を「第40条の2第1項においてその例によることとされた法」に改め、同項第5号中「第39条の3」を「第39条の4」に、「第314条の8第3項」を「第314条の9第3項」に改める。

第51条の11中「の国外特定配当等」を「に規定する国外特定配当等」に、「という」を「という。」又は租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等(次条において「上場株式等の配当等」という)に改める。

第51条の12中「国外特定配当等」を「国外特定配当等又は上場株式等の配当等」に、「納入申告書に同項の」を「規定による納入申告書に同項の規定による」に改める。

第51条の18第1項中「納入申告書に同項の」を「規定による納入申告書(次条において「納入申告書」という。)に同項の規定による」に改め、同条第2項中「第37条の11の4第3項」を「第37条の11の4第2項」に改める。

第51条の19第1項中「法第71条の51第2項の」を削る。

第53条第1項第1号イ中「投資法人及び」を「投資法人、」に、「特定目的会社」を「特定目的会社並びに一般社団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)&及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)」に改め、同条第4項中「以下この節」を「第57条第1項」に改める。

第86条の5第1項中「第39条の5第1項で定める」を「第39条の5に規定する」に改める。

第87条第1項中「民法第34条の法人」を「公益社団法人又は公益財団法人」に、「いう。以下この条」を「いう。以下この項」に、「法人」を「公益法人」に、「で定める」を「第39条の7の3に規定する」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「法人」を「公益法人」に改める。

第90条の2第2項中「民法」を「民法(明治29年法律第89号)」に改める。

第189条第1項中「に規定する申請書」を「の規定による申請書(第4項において「申請書」という。)」に、「同項の」を「法第700条の15第2項に規定する」に改

め、同条第4項中「第1項の」を削り、「で定める」を「第56条の8の2に規定する」に改め、同条第7項中「場合においては」を「とき又は当該免税軽油使用者証の有効期間が満了したときは」に改める。

付則第7条第2項中「第39条の3」を「第39条の3及び第39条の4」に、「同条」を「第39条の3」に、「前3条」を「前3条及び付則第7条第1項」と、第39条の4中「前条まで」とあるのは「前条まで」に改める。

付則第8条及び第9条を次のように改める。

第8条及び第9条 削除

付則第9条の2第2項中「第39条の3」を「第39条の3及び第39条の4」に、「同条」を「第39条の3」に、「前3条」を「前3条及び付則第9条の2第1項」と、第39条の4中「前条まで」とあるのは「前条まで」に改める。

付則第13条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(法人の事業税の税率の特例)」を付し、同条の次に次の1条を加える。

第13条の2 地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第2条の規定により、平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第58条及び前条の規定の適用については、第58条第1項第1号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号の表中「100分の5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第2項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第3項第1号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第2号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第3号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前条中「第58条第1項第2号」とあるのは「次条の規定により読み替えられた第58条第1項第2号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」と、「法附則第9条の2の規定により読み替えられた」とあるのは「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成20年法律第25号)第2条の規定により読み替えられた法附則第9条の2の規定により読み替えられた、同法第2条の規定により読み替えられた」とする。

付則第30条の2第2項第2号中「第39条の2及び第39条の3」を「から第39条の4まで」に、「これらの規定」を「第39条、第39条の2前段、第39条の3及び第39条の4」に、「所得割の額」を「所得割の額」に、「よる所得割の額」を「よる所得割の額」と、第39条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第30条の2第1項の規定による所得割の額の合計額」に改め、同条第3項中「平成20年3月31日」を「平成21年3月31日」に改め、同条第5項第2号中「第39条の2及び第39条の3」を「から第39条の4まで」に、「これらの規定」を「第39条、第39条の2前段、第39条の3及び第39条の4」に、「同条」を「第39条の2後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第30条の2第3項の規定による所得割の額の合計額」と、第39条の4」に改め、同条第6項中「第39条の3」を「第39条の4」に改める。

付則第31条及び第32条を次のように改める。

第31条 削除

(旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る特例)

第32条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号。以下この条において「整備法」という。)第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項(整備法第121条第1項において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の登記をしていないもの(整備法第131条第1項の規定により整備法第45条の認可を取り消されたもの(以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。)を除く。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第32条第3項の規定を適用する。

2 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。)については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第53条第1項、第57条第1項及び第65条第2項の規定を適用する。

3 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第40条第1項の規定により存続する一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第33条第2号及び第87条の規定を適用する。

4 整備法第40条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの(認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。)については、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第32条第4項、第47条第1項及び第48条第1項の規定を適用する。

5 平成20年11月30日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第23号)第2条の規定による改正前の法人税法別表第2第2号の指定を受けている外国法人については、平成25年11月30日までに開始する事業年度分の法人の県民税に限り、法人税法第2条第6号の公益法人等とみなして、第32条第4項、第47条第1項及び第48条第1項の規定を適用する。

6 整備法第41条第1項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であって整備法第106条第1項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般社団法人又は一般財団法人とみなして、第47条第1項、第53条第1項、第57条第1項及び第65条第2項の規定を適用する。

7 整備法第2条第1項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第3条第1項本文の規定の適用を受けるもの及び整備法第25条第2項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第47条第1項、第53条第1項、第57条第1項及び第65条第2項の規定を適用する。

第2条 高知県税条例の一部を次のように改正する。

付則第30条の2第3項中「(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)」及び「(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の1.2)」を削る。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行す

る。

(1) 第1条中高知県税条例第23条第1項、第32条第5項、第40条の3、第86条の5第1項及び第189条の改正規定並びに同条例付則第30条の2第3項の改正規定並びに次項の規定 公布の日

(2) 第1条中高知県税条例付則第13条の見出しを削る改正規定、同条の前に見出しを付する改正規定及び同条の次に1条を加える改正規定 平成20年10月1日

(3) 第1条中高知県税条例第32条第4項、第33条、第53条、第87条及び第90条の2第2項の改正規定並びに同条例付則第32条の改正規定並びに附則第9項から第11項までの規定 平成20年12月1日

(4) 第1条中高知県税条例第32条第1項第8号、第51条の18及び第51条の19第1項の改正規定並びに同条例付則第8条、第9条及び第31条の改正規定、第2条の規定並びに附則第3項から第5項まで、第7項及び第8項の規定 平成21年1月1日

(5) 第1条中高知県税条例第37条及び第39条の3の改正規定、同条を同条例第39条の4とする改正規定、同条例第39条の2の改正規定、同条を同条例第39条の3とする改正規定、同条例第39条の次に1条を加える改正規定並びに同条例第45条の改正規定並びに同条例付則第7条第2項、第9条の2第2項並びに第30条の2第2項第2号、第5項第2号及び第6項の改正規定並びに附則第6項の規定 平成21年4月1日

(6) 第1条中高知県税条例第51条の11及び第51条の12の改正規定 平成22年1月1日
2 第1条の規定による改正後の高知県税条例(以下「新条例」という。)付則第30条の2第3項の規定は、平成20年4月1日から適用する。

(個人の県民税に関する経過措置)

3 平成21年1月1日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の高知県税条例(附則第9項において「旧条例」という。)付則第9条に規定する特定配当等については、なお従前の例による。

4 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受けるべき地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第15号に規定する特定配当等(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第9項又は第4条の3第10項の規定の適用を受けるものを除く。)に係る新条例第51条の9の規定の適用については、同条中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

5 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に行われる新条例第51条の18第1項に規定する対象譲渡等に係る新条例第51条の15及び第51条の18第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の5」とあるのは、「100分の3」とする。

6 新条例第39条の2の規定は、県民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以後に支出する同条各号に掲げる寄附金について適用する。

7 第2条の規定による改正後の高知県税条例付則第30条の2第3項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成21年1月1日以後に支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等について適用し、同日前に同条の規定による改正前の高知県税条例付則第30条の2第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等については、なお従前の例による。

8 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に第2条の規定による改正後の高知県税条例付則第30条の2第3項に規定する所得割の納税義務者が支払を受けるべき同項に規定する条約適用配当等に係る同項の規定の適用については、同項中「100分の5」とあるのは「100分の3」と、「100分の2」とあるのは「100分の1.2」とする。

(法人の県民税に関する経過措置)

9 旧条例第33条第2号に掲げる一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第38条の規定による改正前の民法(明治29年法律第89号。以下「旧民法」という。)第34条の法人(収益事業を行わないものに限る。)に対して課する平成20年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

10 平成20年12月1日前に開始した事業年度に係る地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号)第1条の規定による改正前の地方税法第72条の5第1項第2号に掲げる旧民法第34条の規定により設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

11 平成20年12月1日前の旧民法第34条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

~~~~~  
過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第34号

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の課税免除に関する条例(昭和45年高知県条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第1条」を「第1条第1項」に改め、同条第4号中「電気供給及びガス供給の事業に係る設備を除く」を「ガスの製造又は発電に係る設備を含む」に改め、同条第7号中「電気供給及びガス供給の事業に係る設備を除く」を「ガスの製造又は発電に係る設備を含む」に改め、「この号及び第4条第1項第2号において」を削る。

第3条第1項第1号中「供したものを」を「供した者」に改め、同項第2号中「青色申告書を提出するものを」を「青色申告書を提出する者」に改め、同条第2項第1号中「平成20年3月31日」を「平成21年12月31日」に、「供したものを」を「供した者」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 青色申告書を提出する者

第4条第1項第1号中「次の」を削り、同号ア中「当該固定資産」を「、当該固定資産」に改め、同項第2号中「の日後」を「の日後におけるアに掲げる規定に」に、「次に掲げる規定のいずれか」を「イに掲げる規定」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日等)」を付し、付則に次の1項を加える。

(経過措置)

2 平成19年度の基準財政収入額の算定において農村地域工業等導入促進法第10条の規定の適用を受けている地区は、第2条第2号の規定にかかわらず、当分の間、農村工業等導入地区とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の過疎地域等における県税の課税免除に関する条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

~~~~~  
高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第35号

高知県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険調整交付金条例(平成17年高知県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改め、同条第2項第1号中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第2号中「ア及び」を「アに掲げる合算額及び」に改め、同号ア中「一般被保険者」を「被保険者」に、「及び高額療養費」を「、高額療養費及び高額介護合算療養費」に、「老人保健医療費拠出金の」を「前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金の」に、「から退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額を控除した額」を「(前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額)」に改める。

附則に次の8項を加える。

(退職被保険者等所属市町村に対する1号交付金の特例)

7 退職被保険者等所属市町村(国民健康保険法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等所属市町村をいう。以下同じ。)について、第3条第2項の規定を適用する場合には、同項第1号中「被保険者に係る所得及び被保険者」とあるのは「一般被保険者(国民健康保険法附則第6条の規定による退職被保険者又は退職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。以下この項において同じ。)に係る所得及び一般被保険者」と、同項第2号中「被保険者」とあるのは「一般被保険者」と、「納付に要する費用の額」とあるのは「納付に要する費用の額から、調整対象基準額(国民健康保険法附則第7条第1項第2号に規定する調整対象基準額をいう。)及び後期高齢者支援金の額の合算額に退職被保険者等所属割合(同号に規定する退職被保険者等所属割合をいう。)を乗じて得た額を控除した額」とする。

(病床転換支援金を納付する市町村に対する1号交付金の特例)

8 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村を除く市町村について、第3条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号中「及び後期高齢者支援金」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による病床転換支援金をいう。)」とする。

9 平成20年4月1日から平成25年3月31日までの間、退職被保険者等所属市町村について、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号中「及び後期高齢者支援金の納付」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による病床転換支援金をいう。以下この号において同じ。)の納付」と、「及び後期高齢者支援金の額」とあるのは、「、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額」とする。

(老人保健医療費拠出金を納付する市町村に対する1号交付金の特例)

10 平成20年度から平成23年度までの間において、退職被保険者等所属市町村を除く市町村について、附則第8項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号中「及び病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律

(昭和57年法律第80号)の規定による病床転換支援金をいう。)とあるのは、「、病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による病床転換支援金をいう。)及び老人保健医療費拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療費拠出金をいう。)とする。

11 平成20年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第9項の規定により読み替えられた、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合においては、同項第2号中「及び病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による病床転換支援金をいう。以下この号において同じ。)」とあるのは、「、病床転換支援金(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による病床転換支援金をいう。以下この号において同じ。)及び老人保健医療費拠出金(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第38条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第7条の規定による改正前の老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による医療費拠出金をいう。)」と、「国民健康保険法」とあるのは「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(平成20年政令第116号)附則第9条第1項の規定により読み替えられた、国民健康保険法附則第22条の規定により読み替えられた同法」と、「病床転換支援金の額」とあるのは「病床転換支援金の額並びに負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(同号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。)」とする。

12 平成21年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第9項の規定により読み替えられた、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合においては、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第9条第2項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

13 平成22年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第9項の規定により読み替えられた、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合においては、附則第11項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第9条第3項において読み替えて準用する同条第2項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

14 平成23年度において、退職被保険者等所属市町村について、附則第9項の規定により読み替えられた、附則第7項の規定により読み替えられた第3条第2項の規定を適用する場合においては、附則第11項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第9条第1項」とあるのは、「附則第9条第4項において読み替えて準用する同条第1項」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の高知県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成20年4月1日から適用する。

~~~~~  
高知県温泉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第36号

高知県温泉法施行条例の一部を改正する条例

第1条 高知県温泉法施行条例(平成12年高知県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(8) 温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第121号)附則第6条の規定に基づき、同法による改正後の法第14条の5第1項の規定の例により、可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けようとする者 7,400円

第2条 高知県温泉法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を削り、第7号を第13号とし、第6号を第12号とし、第5号を第11号とし、同号の前に次の5号を加える。

(6) 法第11条第2項において読み替えて準用する法第7条の2第1項の規定に基づくゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可を受けようとする者 24,000円

(7) 法第14条の2第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けようとする者 35,000円

(8) 法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定に基づく温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認を受けようとする者 7,400円

(9) 法第14条の5第1項の規定に基づく可燃性天然ガスの濃度についての確認を受けようとする者 7,400円

(10) 法第14条の7第1項の規定に基づく温泉の採取のための施設等の変更の許可を受けようとする者 24,000円

第3条第4号中「第11条第2項」を「第11条第2項又は第3項」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第7条の2第1項の規定に基づく掘削のための施設等の変更の許可を受けようとする者 24,000円

#### 附 則

この条例中第1条の規定は平成20年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

~~~~~  
高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月29日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第37号

高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

高知県風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和47年高知県条例第38号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項第1号から第3号までの規定中「行なう」を「行う」に改め、同項第4号中「こえる」を「超える」に改め、同項第6号ア中「行なう」を「行う」に改め、同項第7号中「こえる」を「超える」に改め、同項第9号ア中「行なわれる」を「行われる」に改め、同号ウ中「あてる」を「充てる」に改め、同号オ中「本項各号」を「第1号から第13号まで」に改め、同項第11号中「へい」を「塀」に改め、同項第13号ア中「行なう」を「行う」に改め、同号イ中「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改め、同号ウ中「次条第27号」を「同条第27号」に改め、同号エ中「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第3項第2号を次のように改める。

(2) 独立行政法人森林総合研究所

附 則

この条例は、公布の日から施行する。